

ロボット導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内における生活支援ロボットの導入を促進し、「ロボットと共生する社会の実現」を図るため、法人、個人事業者又は個人が県内でロボットを導入する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人 神奈川県内に事務所又は事業所等を有する法人、又はこれに類する団体で知事が認めたものをいう。ただし、ロボットを他の者に貸与する目的で本補助事業を実施する法人は、神奈川県内に事務所又は事業所等を有することを要しない。
- (2) 個人事業者 神奈川県内に事務所又は事業所等を有する個人をいう。
- (3) 個人 神奈川県内に在住している個人をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費の下限はロボット1台につき10万円とする。なお、国、市町村、本県又はこれらが出資している法人から、他の補助金等の交付を受ける事業は補助対象としない。

- 2 補助の対象とするロボットは、「さがみロボット産業特区」の取組を活用して商品化されたもののうち、別表2に定めるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、自ら補助事業を実施し、かつ補助対象のロボットを所有する者（以下「補助事業者」という。）に限る。

(補助金額の算出方法)

第4条 補助事業に対する補助金額は、別表1に掲げる補助対象経費に3分の1を乗じた額以内とし、補助限度額はロボット1台につき200万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象のロボットを申請者（別表1の2・3に掲げる補助事業の場合は当該ロボットの使用者。以下同じ。）又はその関連会社が製造している場合には、別表3に定める方法により、利益等を排除した額を補助対象経費として補助額を決定することとする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に係る交付申請書は、本補助金においては「ロボット導入支援補助金交付申請書(第1号様式)」を使用し、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙1)
- (2) ロボット代金見積書(第1号様式別紙2)
- (3) 申請者及び補助対象のロボットの貸与を受ける者について、個人の場合は住民票、個人事業者の場合は住民票及び事務所又は事業所の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)、その他の団体の場合は必要に応じて規約等。同一年度内に同一申請者が複数回申請を行う場合の、2回目以降の申請については、これらの書類に代わるもの
- (4) 役員等氏名一覧表(第1号様式別紙3)(申請者が法人の場合)
- (5) 貸与料金算定根拠明細書兼貸与期間確約書(第1号様式別紙4)(別表1の2・3に掲げる補助事業の場合)
- (6) 申請者(別表1の2・3に掲げる補助事業の場合は使用者)と補助対象のロボットの製造者との資本関係がわかる書類(申請者(別表1の2・3に掲げる補助事業の場合は使用者)又はその関連会社が製造している場合)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定に係る交付の条件は、本補助金においては次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条に係る交付の決定の通知は、「ロボット導入支援補助金交付決定通知書(第2号様式)」により行う。また、不交付を決定したときは、「ロボット導入支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)」により通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第8条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「ロボット導入支援補助金変更承認申請書(第4号様式)」に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ交付決定額の変更を伴わないときは「ロボット導入支援補助金変更承認通知書(第5号様式)」により通知するものとする。なお、変更が適当であると認め、かつ

交付決定額の変更を伴うときは「ロボット導入支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）」、変更が適当であると認めなかったときは「ロボット導入支援補助金変更不承認通知書（第7号様式）」による。

なお、変更が適当であると認めた場合でも、前条の規定により通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

- 3 第6条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「ロボット導入支援補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）」に關係書類を添付し、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、「ロボット導入支援補助金中止・廃止承認通知書及び交付決定取消通知書（第9号様式）」により通知するものとする。中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、「ロボット導入支援補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）」による。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、申請者が交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（事前着手の禁止）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による交付の決定の通知より前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

- 2 前項に定める補助事業の着手日は、次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。
 - (1) 補助事業が設置工事を伴う場合は、当該工事の着工日
 - (2) ロボットの引渡しのあった日
 - (3) 代金支払が完了した日
 - (4) ロボットの購入又は貸与に係る契約を締結した日

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、本補助金においては別添の「ロボット導入支援補助金実績報告書（第11号様式）」を使用し、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業結果報告書（第11号様式別紙1）
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）
- (3) 補助事業に係る支出を証する書類（写）
- (4) 領収額内訳明細書（第11号様式別紙2）
- (5) ロボット賃貸借等契約書（写）（別表1の2・3に掲げる補助事業の場合）
- (6) 前号の契約書（写）に、本補助金相当額分の値下げを行う旨が記載されていない場合はその旨を証する書類

(7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第12条第2項に定める報告は、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日から起算して3か月を経過した日から5か月を経過した日までの間に行うものとする。

ただし、当該期間より前又は当該期間中に3月末日が到来するときは、その日までに報告を行うものとし、当該期日が県の休日にあたる場合は、その前日をもって期限とする。

(1) 補助事業が設置工事を伴う場合は、当該工事の完了日

(2) ロボットの引渡しのあった日

(3) 代金支払が完了した日

(4) ロボットの購入又は貸与に係る契約を締結した日

3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定及び支払い)

第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第8条第2項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「ロボット導入支援補助金交付額確定通知書（第12号様式）」により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第8条第2項の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 本補助金は、前項に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条第2号の規定により知事が定める財産は、補助事業により取得したロボット本体及び通常の使用で必要となる付属品等とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は3年とする。

2 処分制限期間内において、補助事業により取得したロボット本体及び通常の使用で必要となる付属品等を処分しようとするときは、あらかじめ「ロボット導入支援補助金財産処分承認申請書（第13号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、処分が適当であると認めるときは、「ロボット導入支援補助金財産処分承認通知書（第14号様式）」により通知するものとする。なお、処分が適当であると認めなかったときは、「ロボット導入支援補助金財産処分不承認通知書（第15号様式）」による。

4 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。

5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名（法人にあつては、所在地、名称又は代表者）を変更したとき。
- (2) 別表1の2及び3に掲げる事業にあつては、補助対象のロボットの使用者の住所を変更したとき。

（暴力団の排除）

第16条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条の2各項の規定を準用する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、平成29年 3 月末日までの間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）補助対象経費

補助事業	補助対象経費
<p>1 法人、個人事業者又は個人が、未使用のロボットを自ら購入し使用する事業</p> <p>2 一の法人、個人事業者又は個人に対する長期間の貸与（いわゆるリース）を行うために未使用のロボットを購入する事業のうち以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定後、事業報告までの間に貸与を開始し、ロボットの賃料等総額に、本補助金相当額分の値下げを行うもの ・ 同一の法人、個人事業者又は個人に3年間以上継続して使用させる事業計画であるもの 	<p>ロボットの本体及び通常の使用で必要となる付属品等の価格並びに設置工事を要する場合は当該工事の費用</p> <p>（ただし、消費税及び地方消費税は除く。また、工事費用についてはロボットごとに別途定める額を上限とする。）</p>
<p>3 複数の法人、個人事業者又は個人に一定期間ずつ貸与（いわゆるレンタル）を行うために未使用のロボットを購入する事業のうち以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定後、事業報告までの間に6か月以上の貸与を開始し、賃料等総額に、本補助金相当額分の値下げを行うもの ・ 上記貸与の終了後も、同ロボットを用いて法人、個人事業者又は個人に対する貸与を3年間以上継続して実施する事業計画であるもの 	<p>ロボットの本体及び通常の使用で必要となる付属品等の価格</p> <p>（ただし、消費税及び地方消費税は除く。）</p>

別表2（第3条第2項関係）補助対象ロボット

ロボットの銘柄 (型番)	本体価格 (税別)	通常の使用で必要となる付属 品等とその価格(税別)	工事費用の 上限額 (税別)
株式会社エルエーピー パワーアシストハンド (PAL-100) ※2人での同時使用が可能	438,000円	・アシストグローブ 35,000円×使用者数 ・(足での操作が必要な場 合)フットスイッチ 9,800円× <u>1</u> 個	—
株式会社エルエーピー パワーアシストレッグ (PAL-100)	438,000円	・リレッグス 250,000円×1個	—
株式会社エルエーピー パワーアシストレッグ(リレ ッグス単体)	250,000円	—	—
コーワテック株式会社 アクティブロボSAM	7,500,000円	—	—
株式会社安川電機 ReWalk (ReWalk-P/ReWalk-R)	5,700,000円	・保守・メンテナンス・保険 サービス 2年:1,300,000円 3年:2,020,000円 5年:3,325,000円	—
ケアボット株式会社 服薬支援ロボ(KR-1000A)	120,000円	—	—
株式会社イデアクエスト OWLSIGHT福祉用 (OWE-BWDE01JP)	350,000円	・スマートフォン 30,000円×1台 (1施設につき上限1台) ・保守サービス(3年分) 36,000円	・設置工事費 100,000円 ・無線LAN環境 整備工事費 985,000円 (1施設に つき上限1 回)
富士ソフト株式会社 PALROビジネスシリーズ高齢 者福祉施設向けモデルII (PRT-F050JW-BZ)	670,000円	・初期セットアップサービス 80,000円×上限1回 ・アップグレードサービス (3年分) 108,000円	—

ロボットの銘柄 (型番)	本体価格 (税別)	通常の使用で必要となる付属 品等とその価格 (税別)	工事費用の 上限額 (税別)
株式会社イ・エム・テクノ 火山活動対応地すべり警報シ ステム (SMLC-2014SP-H0、 SMLC-2014R-H0) ※投下型	1,180,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作器 (SMLC-2017RC) 250,000円×1個 ・太陽光電池対応型 (SMLC-2016SP) 75,000円×1個 	—
株式会社イ・エム・テクノ 火山活動対応地すべり警報シ ステム (SMLC-2014SS-H0、 SMLC-2014R-H0) ※定置型	1,180,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作器 (SMLC-2017RC) 250,000円×1個 ・太陽光電池対応型 (SMLC-2016SS) 50,000円×1個 	—
株式会社日本サーキット 火山活動対応ドローン (JQ850) ※バッテリー1本含む	3,376,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー 30,000円 ・レンジファインダー 50,000円×1個 	—
株式会社日本サーキット 災害救助対応ドローン (水難 救助用) (JH950) ※バッテリー1本含む	2,451,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー 35,000円 	—
株式会社移動ロボット研究所 Albatross	9,200,000円	—	—
TOTO株式会社 ベッドサイド水洗トイレ	398,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事費 357,000円

別表3（第4条第2項関係）利益等の排除

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。なお、ここでいう関連会社とは、財務諸表等規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」をいう。

○ 利益等排除の対象及び利益等排除の方法

次の1から3のいずれかに該当する場合は利益等排除の対象とし、その利益等排除の方法については各号に定めるとおりとする。

- 1 申請者（別表1の2・3に掲げる補助事業の場合は補助対象のロボットの使用者。以下同じ。）が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 製造原価（注）を補助対象経費とする。
 - 2 申請者と100%同一の資本に属する企業が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 取引価格が補助対象のロボットの製造原価（注）以内であると証明できる場合は取引価格を補助対象経費とする。
 - (2) 前号によりがたい場合には、申請者と100%同一の資本に属する企業の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行い、それにより得た額を補助対象経費とする。
 - 3 申請者の関連会社（資本関係があるが100%未満）が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 取引価格が補助対象のロボットの製造原価と当該ロボットに対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格を補助対象経費とする。
 - (2) これによりがたい場合には、申請者の関連会社企業の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行い、それにより得た額を補助対象経費とする。

（注）製造原価については、それが補助対象のロボットに対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。なお、消費税及び地方消費税は製造原価に含まない。